

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する  
タスクフォース（第18回）

令和4年6月23日

1 日時 令和4年6月23日（木）17:00～19:00

2 場所 WEB会議による開催

3 出席者（敬称略）

○構成員

中村主査、曾我部主査代理、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、益川構成員、森構成員、山口構成員、米田構成員

○オブザーバー

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）全国携帯電話販売代理店協会、（一社）安心ネットづくり促進協議会、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構、アルプスシステム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、赤間情報流通振興課情報活用支援室長、片桐消費者行政第一課長、竹内同課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

① 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告

・内閣府

② 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告

・山口 真一 構成員：

我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査結果＜2021年度総務省予算事業＞

・文部科学省：

ネットモラルキャラバン隊に関する取組報告

- ・総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室：

青少年のインターネット・リテラシー指標等に係る調査結果＜2021年度総務省予算事業＞

- ・事務局：

総務省×鷹の爪団 インターネット上の誹謗中傷対策啓発コンテンツ

「鷹の爪団の#NoHeartNoSNS大作戦」効果検証

- ③ 青少年のネット利用対策の再検討（2021年OECD勧告を参照して）

- ・上沼 紫野 構成員

- ④ フィルタリング申込率・有効化措置率の四半期報告について

- ・（一社）電気通信事業者協会
- ・（一社）テレコムサービス協会（MVNO委員会）

- ⑤ 今後の検討体制について

- ・事務局

### （3）閉会

## 5 議事要旨

### （1）開会

【中村主査】 第18回青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースを開催いたします。

冒頭、事務局からウェブ会議開催上の注意事項についての御案内と、配付資料の確認、よろしくお願ひします。

（事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項案内及び配布資料確認を実施。）

### （2）議題

- ① 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告

【中村主査】 では、まず議題1、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告について、内閣府から説明をお願いいたします。〈内閣府から、資料18-1「内閣府資料」について説明〉

【内閣府】 内閣府の青少年環境整備担当の伊野と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、18-1の資料に基づきまして、令和3年度に行いました青少年のインターネット利用環境実態調査について説明させていただきます。

まず、2ページ目を御覧ください。本調査は、満10歳から17歳までの青少年本人5,000人、その保護者5,000人を対象とした調査、それと0歳から満9歳までの保護者3,000人を対象にしたもので、子供のネット利用の実態や保護者の取組について調査をしております。

次に、4ページ目を御覧ください。青少年の97.7%がインターネットを利用しておりまして、10歳以上の小学生のインターネット利用率は96%、中学生は98.2%、高校生は99.2%になっておりまして、いずれも過去最高の利用率となっているところでございます。実際に利用している機器となりますと、上の青枠に説明文がありますとおり、スマートフォンの68.8%から順に、ゲーム機、テレビ、自宅用のパソコンやタブレット等、学校から配布・指定されていますGIGA端末の順になっております。

次に、5ページ目でございます。こちらは機器ごとのインターネット利用状況の経年変化でございます。

次に、6ページ目でございますが、低年齢層のインターネットの利用状況でございます。こちら6歳から9歳までの小学生は89.1%と過去最高となっております。

続きまして、7ページ目を御覧ください。年齢別のインターネット利用状況でございます。1歳と2歳の利用率の伸びが顕著に見てとれる状況となっております。

次に、8ページ目以降に各機の専用と共用についての調査結果を掲載しております。

10ページ目、年齢別を御覧いただきますと、11歳で専用と共用の割合が逆転しているところでございます。令和2年度までの調査では、12歳が専用と共用が逆転するポイントとなっておりますが、それがまた1歳前倒しになりまして、こういった点からも、自分のスマホを持ち始める年齢が低年齢化していることがうかがえると思います。

次に、11ページ目を御覧ください。これ以降は、インターネットの利用内容でございます。満10歳から17歳までの青少年利用調査結果では、「ニュースを見る」「検索する」「勉強をする」の3つが伸びているのが目立ちます。「勉強をする」は、令和元年度では41.6%、令和2年度は51.5%、令和3年度で61.7%と、2年で約1.5倍増加しております。

また、「検索する」も同様に令和元年度と令和3年度を比較しますと、23.3ポイント増加しております。利用内容については、検索をしたり、勉強へ活用したりすることが見てとれる結果でございます。なお、令和3年度調査から、利用内容の項目内に「撮影や制作、記

録をする」という選択肢を追加しております。

14 ページ目を御覧ください。利用時間の状況でございます。利用時間は年々長くなっておりまして、右に過去4年分の表を並べております。今回、令和3年度の調査結果では、上の青枠の説明のとおり、青少年全体の平均利用時間が4時間半弱、高校生では、平均利用時間が5時間を超えております。また、小中高校生いずれも昨年の平均利用時間と比べて約1時間増加しております。

続きまして、17 ページ目を御覧ください。これは家庭のルールの有無でございます。ここでの着眼点は、保護者と青少年本人間での意識のギャップでございます。例えば、小学生ですと、本人の77.3%、保護者の88.4%がルールを決めたという認識があり、親子間の差が大体11%ぐらい、中学生でも、12%ということでございますが、高校生になりますと、39.5%、65.4%ということで、26%ぐらい差がついてございます。子供が成長するにつれて、ルールを決めたというところについてお互いにギャップが生じている、このようなことが顕著になっていることが分かるかと思えます。

次のページ、18 ページ目を御覧ください。これは保護者が子供のネット利用に関してどのような管理をしているかについて聞いております。保護者の取組につきましては、フィルタリングサービスやペアレンタルコントロール機能をより実態に合ったものから選択できるように、回答の選択肢を整理しております。また、令和3年度よりインターネット利用機器の種別を15機から7機へと整理しておりますので、直接比較はできないものの、「フィルタリングを使っている」に関しては令和2年度の40.6%から、令和3年度、今回は44.5%という、4%弱の増加となっております。

さらに、令和3年度より新規追加した選択肢「OS事業者提供サービスを利用してコンテンツ制御をしている」と回答した保護者は14.4%、「機器の設定で時間管理をしている（OS事業者提供サービスを含む）」と回答した保護者は14.2%でございます。

次に、20 ページ目を御覧ください。低年齢層の場合は、フィルタリングを使っている率があまり高く出ないということもございまして、保護者の取組につきましては、先ほど青少年の調査結果でも御報告したとおり、フィルタリングサービスやペアレンタルコントロール機能をより実態に合ったものから選択できるように、選択肢の整理をしているところでございます。青少年と同様に令和3年度は、「機器の設定で時間管理をしている（OS事業者提供サービスを含む）」と「OS事業者提供サービスを利用してコンテンツ制限をしている」を新規追加しております。

「目の前（画面の見える距離）で使わせている」は65.9%ですが、令和2年度までは「大人の目の届く範囲で使われている」としておりました、そのときは89.8%でした。約24%ほど低下したのは、選択肢の変更が影響したものと考えております。

最後のページ、24 ページを御覧ください。先ほど御説明しましたように、フィルタリングの利用率というのは、4%弱増加しているところがございますが、認知率は少し下がりました、59.6%ということになっております。令和3年度につきましては、調査票のフィルタリング説明資料を拡充したことにより、若干影響はあるものではないかと推測しているところがございますが、引き続き、関係各省と連携いたしまして、フィルタリングの認知率の向上のための啓発に努めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございました。

変化が大きいですね。2歳児のネット利用が63%というのと、勉強・学習利用するのが前年比23分、それだけ増えているというのがありました。

さて、今の発表に関して質問等ありましたら、お出しただければと思います。いかがでしょう。

【山口構成員】 山口です。御説明ありがとうございました。とても素晴らしいデータの数々で、私もよくこの調査を引用させていただくのですが、今回もかなり有意義なデータが出てきたな感じております。

それで、1点質問なのですが、かなり長期間にわたって調査をされている中で、調査結果から政策的に提言できることはあるでしょうか。

【内閣府】 御承知のとおり、本実態調査につきましては青少年インターネット環境整備法に基づいて決定されているところがございますが、昨年公表されました第5次基本計画におきましても、「インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究を行う」ということになっており、変化の激しい青少年のインターネット利用環境に関する最新の状況等を把握するために、毎年実施しております。

例えば、本調査結果を生かした最近の政策の1例を申し上げますと、令和2年度、令和3年1月に作成したものでございますが、12歳のスマホの占有率がそのとき過半数を超えたということを重く捉えまして、内閣府で毎年作成しております青少年のインターネット利用に係る普及啓発リーフレットについて、児童・生徒編として、小学・中学生の保護者向け

のものを作成したということも経緯としてございます。

今、説明したとおり、今年度の実態調査から見える特徴といたしましては、低年齢層のインターネット利用率が昨年と比べてかなり高く、10.3ポイントほど上昇しているところでございます。青少年のインターネット利用率が、前年と比較して約1時間、小中高全てで増加しているということを踏まえまして、今後、内閣府で開催している青少年インターネット環境の整備等に関する検討会におきましても、論点整理を進めていく予定でございます。次回は秋に予定しているところでございます。

今後も、青少年のインターネット利用環境の変化を適切に把握することによりまして、法律や基本計画に基づく取組の効果的な推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

【山口構成員】 ありがとうございます。大変よく分かりました。

②青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告

【中村主査】 では、議題2に移ります。議題2は、利用環境整備に係るその他の取組の報告について、山口構成員、それから文部科学省、総務省情報活用支援室、事務局からそれぞれ説明をいただきます。

〈山口構成員から、資料18-2「山口構成員資料（総務省調査研究結果）」について説明〉

【山口構成員】 国際大学の山口です。

私からは、昨年度実施いたしました調査研究「我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査」の結果について、皆様に共有させていただきます。

皆様には概要版をお配りしていると思いますが、本日は資料冒頭の政策的含意という部分を中心に御報告させていただきます。関連する調査研究結果については、この政策的含意のページに図表番号が振られておりますので、内容を確認したい方は、適宜、資料後半の該当箇所をお読みいただけますと幸いです。

では、早速、3ページ目を見ていただけますと幸いです。本調査では、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」に基づきまして、我が国におけるペアレンタルコントロールについて、その実態を調査・分析いたしました。本調査研究で明らかにすることは左下に書かれております3つの点でして、調査研究手法としては、文献調査、並びに、保護者と企業へのインタビュー調査、保護者へのアンケート調査・

分析、保護者を対象とした実験的調査、そして、有識者会議という内容で構成されております。

では、4ページを見ていただきまして、ここから11個の政策的含意がございます。

まず、1つ目、全体施策に関しまして、関連研究の内容からお話ししますと、家庭内ルールとフィルタリングサービス、両方あるという家庭、並びに、家庭内ルールありでフィルタリングサービスなし。こういう場合には、両方ともない場合に比べてトラブルに遭遇しにくいという傾向が顕著に見られた一方で、家庭内ルールがないけれども、フィルタリングサービスはある場合、そういった傾向が見られないということが分かりました。また、フィルタリングサービス利用者やアプリの推奨年齢・対象年齢を守らせている家庭、そのような家庭は家庭内ルールも多い。要するに二極化していて、両方実施しているところと実施していないところ。また、家庭内ルールなし、フィルタリングサービスなしの家庭は約30%存在しておりました。

以上から、青少年トラブルを減らすためには、フィルタリングサービスの導入促進と同時に、家庭内ルールの啓発も共に行う。フィルタリングサービスと家庭内ルールがセットとなった啓発資料のさらなる開発・普及、並びに、ルール作成機能付きのフィルタリングサービス、こういったものも効果的だと考えられます。特に、家庭内ルールなし、フィルタリングサービスなし、このような家庭への普及啓発を重点的に行うことが大切かと思えます。

2つ目、啓発の対象についてです。全体で家庭内ルールが一つもない家庭が37.1%存在していて、特に未就学と高校生の保護者、家庭で少なかった。一方で、年齢層の低い子供を持っている保護者ほど、知りたい家庭内ルールが多く、家庭内ルールへの需要は高かったです。つまり、未就学保護者は、家庭内ルールを守らせたいけれども、何をしてもよく分からないという方が多い。ペアレンタルコントロール啓発フライヤーを使った意識変化調査は、未就学と小学低学年の保護者に物すごく効果がありました。保護者インタビューでも、未就学からICT利用している例が非常に多かったです。

こういったことを踏まえまして、低年齢層まで対象に含んだ啓発資料を作成し、多様なチャネルを使って低年齢層の青少年を持つ家庭へのペアレンタルコントロール啓発をより充実させることが重要と考えられます。

3つ目、これより、啓発の内容に関してですが、まず、SNS、メッセージアプリ、ゲームなどでいじめや誹謗中傷が発生する問題、ネットの使い過ぎの問題、このような問題を心配する保護者は多く、実際にこのようなトラブルの遭遇確率も高いです。保護者インタビュ

一でも同様の結果が見られました。また、保護者があまり危惧していないけれども遭遇率の高かったトラブルとして、ネットを通じて知り合いに性的な自画撮りを送ってしまった、実際に会って性的暴行を受けた、受けそうになった、そのようなトラブルがありました。

こちらを踏まえまして、青少年のICT利用で起こり得るトラブルについてより一層啓発し、適切なインターネット利用を促すことが大切と言えて、特に、遭遇確率の高いじめや誹謗中傷が発生する問題、ネットの使い過ぎの問題、ネットを通じて知り合いに性的な自画撮りを送ってしまったたり受け取ってしまったりするようなトラブル、これらのトラブルについて優先的に啓発することが重要と思います。

続けて、スライド5をお願いいたします。内容についてですが、家庭内ルールに関連して知りたいこととして、フィルタリングサービス機能の活用の仕方、お子様の年齢に合った適切なルール、スマートフォンやインターネットのお子様への危険性のニーズが高かったです。また、利用しているフィルタリングサービスの機能としては、ウェブフィルタリング機能が最多、ほかにアプリフィルタリング機能とか、スマートフォンの利用可能時間帯の設定制限、このような機能が多かったです。並びに、アプリ内課金を保護者に通知する機能についても有益と考えている人が多かったです。

フィルタリングサービスの各要素に対して、お金を払ってでも使いたいという保護者は30%いて、特に、子供に使わせたいアプリのフィルタリング解除の個別設定が簡単にできる、サイトの閲覧履歴を保護者が確認する機能がある、SNSでどのようなメッセージをやり取りしているかを確認する機能があるというものが人気で、平均して大体月に70円程度なら払ってよいという支払い意思額が結果として得られました。

また、インタビューをした複数の家庭において、ルールサンプルや属性別のフィルタリング設定事例集があるといいという声が多かったです。実際にルールサンプルを載せた啓発フライヤーを今回提示しましたが、非常に評判がよかったです。

さらに、インタビューでは、スマートフォン購入時に子供と家庭内ルールを約束し、それを守らせないと使わせないようにしているというケースだと、非常にうまく管理できました。

以上を踏まえまして、まず、家庭内ルールにおいては特にニーズの高かった、先ほど申し上げた3点について優先的に啓発する。また、フィルタリングサービスも同様にニーズの高いものを優先的に啓発するべきだということが言えます。

また、SNSでどのようなメッセージをやり取りしているかを確認する機能を持ったペ



アレンタルコントロールサービスは既にあるものですので、そちらの啓発も大事だと思います。並びに、家庭内ルールを購入時にしっかり定めることの大切さの啓発、そして、ルールサンプルや属性別フィルタリング設定条例集など、具体的な情報を提供するということが非常に重要であると思います。

続きまして、5つ目です。アプリの推奨年齢・対象年齢がありますが、こちらを確認していない保護者が約半分存在していました。一方で、それらを守らせている場合、トラブルに遭遇しにくいという意見も非常に強かったです。なので、こちらを守ることの重要性の啓発も大切だと思います。

続けて、6ページ目です。内容の4つ目となりますが、フィルタリングサービスの機能を理解していない保護者というのが非常に多かったです。ですので、フィルタリングサービスの効果や設定方法などは、いまだあまり浸透していない。フィルタリングサービス利用者の数は37.8%ですが、一方で、フィルタリングサービスを有益だと考えている保護者は70%以上存在しておりました。フィルタリングサービスのカスタマイズで多く利用されているのは、スマートフォンで見られるウェブサイトの個別許可や特定のアプリの個別許可、アプリのインストールの制限というものでした。カスタマイズしていない理由として、1番多かったのがサイトやカスタマイズの存在を知らなかったからというもの、2番目が設定方法を知らないというものでありました。

啓発フライヤーによって特にフィルタリングサービスの効果を知ることができた、あるいは、フィルタリングサービスが学齢やインターネット利用状況によって柔軟に設定できることを知ったというような意見が多かったです。

以上を踏まえまして、フィルタリングサービスの効果や設定方法について、フライヤーのほうで分かりやすく啓発することが利用促進につながると考えられます。また、サービス全体だけでなく、カスタマイズの存在や設定方法についても啓発する。特にニーズの高いスマートフォンで見られるウェブサイトの個別許可や特定のアプリの個別許可、アプリのインストール制限、これらを重点的に知らせるのが重要だと思います。

続けて、含意の7番目。ここから啓発経路の話に入ります。家庭のルールを知りたい経路としてニーズが高かったのが、ネット、友人や保護者同士の会話でした。ただし、低年齢層では、学校や保育園、幼稚園などでの説明で知ることができることへの需要も高かった。家庭内ルールを知りたい経路と知る経路のギャップでは、これらに加えて、アプリで知るということも大きかったです。以上の傾向はフィルタリングサービスでも同様でした。

インタビューでは、注意喚起や必要性については、動画や講座で自分ごと化できるとよいという意見がありました。また、フィルタリングサービスなど具体的な設定については、購入窓口だけでなくウェブサイトでの解説を希望するニーズもありました。

有識者会議では、職場で会社の研修として受けてもらうようにすることが重要ではないかというような意見もありました。

以上を踏まえまして、家庭内ルールやフィルタリングサービスの使い方について、ネットでの情報公開、学校や保育園幼稚園などでの説明をより一層充実させるということが重要だと思います。

また、特に保育園や小学校のフィルタリング利用率は低いのですが、可能な限りそれらに対しても説明を行うことが良いと考えております。初期の危機意識を醸成する際には動画などで、意識を持った段階では、具体的な設定を求める家庭にはウェブサイトで解説するなど、利用フェーズに応じてアプローチ方法を最適化することも考えられます。また、アプリの効果もあると思われれます。あとは、青少年保護に関する研修プログラムを開発し、企業に展開することも今後考えられます。

では、次のスライドに参りまして、スライド7です。ここから開発の話になりますけれども、フィルタリングサービスにおいて、ワンタッチでフィルタリングサービスのオン・オフを切り替えられることを重視する保護者は、特に未就学と小学低学年で多く、70%以上存在しました。一方、有識者会議では、既に利用されているフィルタリングサービスに後から機能を追加するのは大変だという意見もありました。未就学から親のスマートフォンに共用で触れる家庭は多く、機内モードの進化版のように、親のスマートフォンを渡すときに、子供が見ても大丈夫なような子供モードがあると良いという意見もインタビューで見られました。

以上を踏まえて、親との共用家庭において、スムーズに設定をオン・オフできるようなフィルタリングサービスや子供モードにニーズがあることが言えます。現在のものに機能を追加できない場合、新たにそういうサービスを開発する可能性もあり得ると思います。

続きまして、9つ目、2022年3月現在、子供向けのアプリ・サービスは少ないです。利用者も少なく、例えば、YouTube Kidsの利用率が未就学でも40%強で、かなり低いです。有識者会議では、メッセージアプリなど、ほんの一部の機能を使わせたいがために、フィルタリングサービスをオフにして全て使えるようにしてしまうケースが多いことが指摘されました。つまり、アプリ内で子供向け機能を実装することで利便性が向上し、青

少年保護が進むという可能性があります。

ですので、子供向けのアプリの存在を啓発するというだけでなく、青少年利用者の多いアプリ・サービスでは、子供向けモードなどの開発が望まれるのではないかと思います。

政策的含意 10 個目。今度は教育の話ですけれども、インタビューでは、小学校低学年までは親の管理が重要と考える一方で、高学年ぐらいからは、子供自身に危機意識や管理能力を芽生えさせたいという声はかなりありました。本人が意識を高められるように、教育や話し合う場、子供自身が危機意識を保つための頻度の高い対話の場が欲しいといった声もありました。さらに、「使わせない」ではなく、「使いながら守る」をコンセプトに展開している企業にインタビューし、1年後の継続率が約 90%を超えるというようなこともありました。

ですので、コントロールするだけでなく、青少年自身の自立を促すための教育や多様な場をさらにつくっていくことも効果があるかなど。必要に応じて、そのような場合に適した講座の開発・普及、こういったものも今後求められていると思います。

最後、政策的含意 11 番です。有識者会議では、これら 10 個の提示された今後求められるアクション以外についても、様々な調査やコンテンツ開発の必要性が指摘されました。まず、G I G A 端末と私用のスマートフォンを両方利用しているという現在の I C T 環境を踏まえた調査が必要である。フィルタリングサービスについて多くの保護者は購入時に説明を受けているはずなのに、頭に入っていない。よりスムーズに頭に入るような動画やパンフレットなどの簡単な啓発コンテンツが入り口として求められる。また、青少年のトラブルに遭遇する際のパターンの導出と、それを啓発する資料の作成が求められている。そして、最後に、保護者向けだけでなく、青少年向けの分かりやすい啓発資料もより充実すべきであるという 4 つの御意見がありまして、これらを全て実施していくということも、今後、必要なのではないかと考えている次第です。

私からの報告は以上となります。ありがとうございました。

**【中村主査】** 御丁寧にありがとうございました。

では、今の発表、報告に関して、質問等ありましたらお出してください。

**【上沼構成員】** 詳細な発表ありがとうございました。フィルタリングをオン・オフにするワンタッチ機能の話は、大分前から議論されていたのですが、エビデンスとして提示されるということはとても良いことだと思いました。

それで、1 点質問ですが、例えば、オン・オフ機能などについてインタビューで意見とし

て出たというお話だったんですけれども、インタビューをどのように実施されているのかお伺いしたいです。保護者の方からこういうのがあったらいいなという自発的な意見が出たのか、こういう機能とかあったらいいですかとかという感じで少しだけ水を向けたりしたのかという、その辺りを教えていただければと思います。

【山口構成員】 ありがとうございます。まず、このオン・オフ機能に関しては、エビデンスの元となっているのは、アンケート調査分析です。なので、例えば、70%以上の未就学・小学校低学年の保護者が求めているという話は、あくまでもアンケート調査から得られたものになっております。その上で、インタビューで聞いたかという話で申しますと、必要だと考える機能みたいなところを聞いておきまして、その中で、こちらからこういったものがあったらいいと思いますかということ聞いたこともありまして、どういったものか、必要だと思いますかというゼロベースで聞くという両方やっておりましたので、その両方のパターンでこういった意見が出てきたと私は理解しております。

以上です。

【上沼構成員】 ありがとうございます。

【石田構成員】 御報告ありがとうございます。本当にそのとおりだなという内容がたくさん載っていて、今後に向けて、こういうふうになったらいいなということばかりでした。

よくある、親との共用というようなことが書かれておりますけれども、実際、もう既に通信はやめてしまって使っていないスマートフォンや使っていないタブレットを子供に渡して、子供がそれで何かトラブルに遭うということが、消費生活センターにもかなり入ってきますので、そういったものについてもフィルタリングがかけられることが必要なんじゃないかと思いました。以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。尾上さん、お願いします。

【尾上構成員】 1点、これは確認させていただきたい件ですが、先端企業のインタビューをされているということで、選ばれたのが35ページにある会社ですが、こういった教育系の企業がどんどん意識を持っていただくのは本当にありがたいということと、そういった企業をどうやって設定されたのかなというところが分かれば、教えていただけたらなと思います。 以上です。

【山口構成員】 ありがとうございます。今回は、企業のインタビュー先が1社だったということもありまして、複数の候補の中から先端的にペアレンタルコントロールサービス

を開発している企業で、なおかつインタビューができるという相手を選定しております。

【尾上構成員】 分かりました。複数ありましたら、また個別にでも教えていただければと思います。

【山口構成員】 承知いたしました。

【中村主査】 ありがとうございます。それでは尾花さん、お願いします。

【尾花構成員】 ありがとうございます。まず、先ほど上沼委員からもあったように、オン・オフについての調査は大変ありがたいと感じています。このタスクフォースでもフィルタリングのオン・オフについては以前からずっと議論していたのですが、事前打ち合わせの際に「有識者の人たちの感覚的な話だけでは対応が難しい」という声があったと伺いました。そのため、この調査に関する有識者会議の際に、可能であればヒアリング項目の中に「オン・オフ機能があったら使いたいですか」を追加してほしいと私からお願いしたのですが、このようなデータが出たことから、対応に拍車がかかることを期待しています。

また、個々のアプリへの細かな設定がオン・オフで簡単にできるなら有料でもフィルタリングを使うという声があることから、これが本当に望まれるフィルタリングの形だと思うので、現状のままのフィルタリングで有効化率だけ100%に近づけようとしても、まず無理だと思います。設定のオン・オフや細かな1つ1つの個別のアプリへの設定が簡単にできるようになれば、普及率は上がると思いますし、フィルタリングの性能が向上すれば、すなわち、保護者のニーズに応じられる機能を持っていれば、実際のフィルタリング利用率向上にもつながるでしょう。前回のタスクフォースでご発表いただいたMR Iさんの資料からもわかるように、日本がフィルタリング率に一喜一憂している間に、政策の面では他国に置いて抜かれてしまった感じが否めません。フィルタリング自体を変えずにフィルタリング率の向上だけに注力するのではなく、フィルタリングの性能をよりリアルな現状やニーズに近づけていくことが重要なポイントであると、この調査結果ではっきり示されたと言えるでしょう。

低年齢層の保護者向けペアコンの啓発資料については、あったらいいのはもちろんですが、「知らないからできなかった」は、やっていない大人の半分言い訳でもあります。実は、知ってしまったらやらないやいけなくなるから、知らないままのほうが良いという人が一定数いることもわかっています。啓発すればやってくれる人が増える反面、やるべきことがわかって面倒くささが増し、余計やりたくなくなってしまう保護者もいることを踏まえ、そのあたりの意識をどうやって変えていくかも1つのポイントになると考えます。

さらに、保護者向けの啓発については、内閣府の第4次計画の中にも組み込んでいただいています。企業内研修としての実施がとても実効性があると思います。特に、夫婦共働きの家庭や独り親家庭の場合、保護者が仕事をしている時間は子供だけで過ごすことが多くなります。もしも子供がネットトラブルを起こしたり巻き込まれたりしたら、オフィスに居れば気になって仕事に集中できない、心配で早々に帰宅する等となるでしょうし、自宅でテレワークをしていたとしても頻繁に手を止めたり、席をはずして対応するといった生じることから、間接的ではありますが会社の損益につながると言えます。仕事に集中してもらい、成果を挙げてもらうためには、自宅のネットや利用機器の設定、子供の教育も含め、子供の安全利用に取り組むための最低限のリテラシーが必要です。企業にご協力をいただいて、18歳未満のお子さんがある社員の方たちを対象にした『保護者のためのネットリテラシー講座』を、年に一回でいいので必須研修として実施していただければ、一気に保護者のリテラシー向上が出来ると思います。これは、毎回ご提案していることですが、調査結果を見て、さらに必要性を感じました。総務省で研修をやる際にも、ぜひご検討をお願いします。

以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。曾我部さん、お願いします。

【曾我部主査代理】 山口先生、どうもありがとうございました。私は4ページの政策的含意3のところ、二、三点あるのですけれども、1つは、保護者が心配しているトラブルの中で、率が高かったものとして2つ挙がっています。いじめ・誹謗中傷、それから使い過ぎ。これは23ページの図表24ですけれども、確かに多いのですが、6割ぐらい、これは常識に考えてもっと高いかなと思うのですけれども、個人的には思ったよりも低いような気がするということで、これについて、説明がもしあれば教えていただきたいというのが1点です。

それから、もう1つ挙がっている、危惧はあまりしていないけれども遭遇率が高いということで、性的な自撮りといった性的被害の話があるんですが、ただ、これは図表24を見ると4割とかです。そんなに低いわけではないということと、あと、これは性別によります。女の子の両親、保護者が危惧すると思うので、それを考えると、4割台あるいは3割台でも、そんなに低くはないのではないかという気もするのですが、そういう子供の性別も加味した上であまり危惧していないという評価になっているのでしょうかというのが2点目です。

それから、最後、保護者の危惧とフィルタリング等の利用の状況というのは相関があるのでしょうかということで、常識的に考えると、危惧している保護者のほうがフィルタリング

なりペアコンなりを利用する、あるいは家庭内ルールをつくるという率が高いような気もするのですが、そういう理解で、調査結果的にもつながっているのでしょうかというのが3つ目でございます。

以上、よろしくお願ひします。

【山口構成員】 ありがとうございます。まず、いただきました最初の御質問に関しましては、いじめなどの数字、これが高いと私はまとめていますが、60%じゃなくてもっと高くてもいいのではないかとおっしゃっていると思います。

例えば、80%等に達していない理由というのは、ここからは完全に想像になってしまうのですが、例えば、SNS、メッセージアプリ、ゲームなどのいじめや誹謗中傷が発生する問題は、それらをほとんど使わせないという場合には、被害についてあまり心配しないことがあり得ると思います。また、これは分母がスマートフォンを利用している青少年全員を対象にしているので、SNS、メッセージアプリ、ゲームをやっている人が分母というわけじゃないということです。また、もう1つが、高校生になるとこれは全体的にかなり落ちます。例えば、小学校高学年では66.9%なのですが、高校生は49.1%である。これがほかのインターネットの使い過ぎとかでも軒並み起こってくる話で、本来であれば、高校生になったら誹謗中傷の問題は起こらないことはあり得ないと思うんですけども、1つは、保護者が子供もいい大人だからといって、任せてしまっている部分もあるのかなというのは正直思ったところです。フィルタリングサービスの利用率が高校生で下がるのは分かるのですが、被害に遭うことを心配すらもしていないというのは、これは私も若干奇妙だなと思ったところです。だから、成長したので大丈夫だと思っている保護者が多いのではないかと私は推察しております。

実際にトラブル遭遇経験を見ると、例えば、ネットの使い過ぎみたいなのは、高校生はかなり高いです。なので、決して、本当はトラブルに遭わないというわけではないのですが、そういうふうになっているというところです。

2番目のインターネットを通じた知り合いとの性的な自撮りの送受信とか、実際に会って性的暴行を受ける問題において、危惧している人が少ないというふうに私がまとめていることに関して、本当に少ないのかということをおっしゃっていると思うのですが、少なくとも今回の調査で言うと、相対的には低いです。全体で36.8%の人が危惧している。例えば、いじめや誹謗中傷だと58.6%ですので、結構差はあるのではないかと考えています。

もう1つ言えることとして、遭遇している確率のほうでは、これがベスト3に入っていま

す。一方で、危惧のほうでは相対的に低いほうに入っているということで、こういう書き方をさせていただきました。ただ、すごく低いというわけでは確かにはないと思います。

性別ごとの話をいたしますと、御指摘のとおり、危惧している人は女子の保護者のほうが多かったです。ただし、これは遭遇するほうで言うと男女の差がほとんどなくて、これはフルペーパーのほうには載っているのですが、実はほとんど差がなかったのも、それは例えば、性的画像の送受信というふうになっていることも多分影響していると思うのですが、いずれにせよ、そういう意味で言うと、本当は男子の保護者も心配すべきです。そこが特におろそかになっているというところがポイントとしては1つあるかなというふうに思いまして、フルペーパーのほうではそういうことも書いております。

最後のご質問につきまして、そちらは分析中に見た記憶はあるのですが、報告書には結局載せなかったです。今、回答できる材料がなくて申し訳ないですが、そこはまた確認させていただきます。

**【曾我部主査代理】** ありがとうございます。結局、啓発というのはフィルタリングなりペアコンなりしてもらうための啓発なので、リスクを啓発することで、それにつながるのであれば、入れればいいし、そうでもなければ、そこまで力を入れなくてもいいのかなと思ったのでお伺いしたということと、もう1つ、性的トラブルの遭遇に関しては、男子についても遭遇していることが多いというのは非常に重要なところで、多分、男の子の保護者はそういうことを気にしてないので、啓発のポイントとしてその点を強調するというのもよいと感じました。

**【山口構成員】** ありがとうございます。今の曾我部先生がおっしゃった最初のポイントについてお話ししますと、自分の子供への危険性を啓発したほうが意識が高まる、フィルタリングサービスを導入したくなるというのが、実は2020年度のフィルタリングサービスの実験的調査のほうでは顕著に出ていたんです。ですので、曾我部先生が御指摘のとおり、危険性を認識している人ほど導入していると思います。

以上です。

**【中村主査】** 続いて、文部科学省からの説明です。お願いします。

〈文部科学省から、資料18—3「文部科学省資料」について説明〉

**【文部科学省】** 文部科学省でございます。よろしく願いいたします。安全教育推進室の西條と申します。



それでは、お手元の資料を御覧いただければと思います。

まず、1ページ目の裏面を御覧いただければと思います。文部科学省におきましては、青少年を取り巻く有害環境対策推進事業の1つといたしまして、ネットモラルキャラバン隊という事業に取り組んでおります。本タスクフォースの構成員でいらっしゃる尾花先生、上沼先生には、キャラバン隊の実行委員会の委員、有識者のお立場で御協力いただいているところでございます。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。

まず、ネットモラルキャラバン隊でございますけれども、文字どおりネットモラルの普及啓発を行うために、集団で全国各地を遠征するという意味の事業であります。携帯電話やスマートフォンなどによるインターネット上のマナーですとか、家庭でのルールづくりの重要性を保護者の方々に対して周知するために、有識者の先生方によるキャラバン隊を結成いたしまして、全国での学習参加のシンポジウム、あるいはトークセッションを行っているというものでございます。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、オンラインでの開催ということになりました。事業の概要にありますとおり、内容については大きく2つございます。

まず、1つ目は、全国3か所で開催するシンポジウムでございます。こちらは各都道府県のPTAの方々と連携をいたしまして、保護者を対象に情報モラルやネットとの関わり、フィルタリングの促進、また、家庭でのルールづくり等の啓発を行うというシンポジウムを令和3年度は兵庫県、長野県、秋田県で開催させていただきました。最初に申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの影響を考慮いたしまして、兵庫県につきましては、事前に収録した動画を、低年齢層の保護者向けにYouTube上でアーカイブ配信をいたしました。また、長野県につきましては小中学校、秋田県につきましては高校生の保護者の方を対象に、YouTube上でのライブ配信という形で実施をいたしまして、保護者を中心とした方々に御参加いただきました。

次に、2つ目の丸でございますけれども、全国的な取組といたしまして、フォーラムを2月22日にZoomにて配信いたしました。当初の予定では、文部科学省の講堂において対面式でのリアル開催を予定していたところですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえまして、完全オンラインでの開催といたしました。

昨年度の全国フォーラムでは、本タスクフォース構成員の山口先生にも御登壇いただきました。この場をお借りして、御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

キャラバン隊でございますので、全国各地を回っていくことが本事業のある意味売りになる部分ではございますけれども、逆に、オンライン開催にしたことで、課題が若干見えたと考えてございます。

動画配信やオンライン開催は、そのメリットとして御参加される方々御自身の都合で何度でも見ていただけるということで、この部分については好評をいただきました。ただし、事務局側、私どものほうからすると、課題としては、御参加いただいた方々の反応がなかなか分かりづかったという部分もあったと思っております。また、アンケートの回収率もちょっと低くなってしまったといったところが反省点としてはあると思っております。また、PTA事務局を通じた周知方法がなかなか難しいといった声もいただきました。

それでは、次のページを御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、令和3年度は、兵庫、長野、秋田の3県と全国フォーラムを開催させていただきましたが、そのアンケート結果を見てまいりますと、本事業に御参加いただいた方々からは、大人も子供も関係なく真剣に向き合うことが大切であると改めて感じたという御意見、また、ネット利用時のルールづくりの必要性、親と子供の立場の違いがよく分かった、子供たちのリアルな経験が聞けてよかったといったような評価をいただきました。

文部科学省といたしましては、関係団体の皆様や関係機関とも連携をして、引き続き、青少年のネットモラル普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

文部科学省からの御説明は以上でございます。

**【中村主査】** ありがとうございます。

本件について、質問、コメントございますでしょうか。尾花さん。

**【尾花構成員】** 御説明ありがとうございます。ネットモラルキャラバン隊は長年取り組んでいる事業ですが、ここ2年ぐらいはオンライン開催あるいはリアルとオンラインのハイブリット開催も多くなっています。オンライン開催は、感染症対策という点では地域で開催する際にも有効ではありますが、せっかくネットで参加できるのなら、全国どこからでも見られるようにするべきではないかと感じています。

これは実行委員会でもお話ししていることですが、もちろん、各地に出向いて講演やセミナー等を行うことが地元の人たちのモチベーションアップにつながっているのは、コロナ禍でも伝わってくるので、キャラバンをすること自体をやめる必要はありません。でも、予算に限りがあって、未就学、小中学校、高校、それぞれのPTA対象に1回ずつしか開催できないので、全国のPTAが誰でも見られるように周知・配信することができれば、一気に

啓発が行き届くのではないかと思います。

ただし、各地でリアル開催をし、なおかつそれを生配信するとなると、カメラの機材、撮影技術、配信のためのネットワーク環境等々を整えるための追加予算が必要となり、1か所あたりの予算が多くなることが見込まれます。オンラインをうまく活用した、デジタル時代の新たな教育体制の1つとして、予算組みや開催形態の見直し、特に予算に関しては実行委員会ではどうにもできないので文部科学省にお願いをして、できるだけ1回の開催でより多くの人たちに見ていただけるような環境を整えたいというのが希望です。

以上でございます。ありがとうございました。

【中村主査】 上沼さん、お願いします。

【上沼構成員】 ネットモラルキャラバン隊についての御説明ありがとうございました。ICTに関わる普及啓発なので、オンラインでできるというのはいいことだと思います。ここで出てきた課題は、学校等でのオンライン授業における課題と共通の部分もあると思われしますので、ここで課題解決することが学校での教育にも役に立つとに思いました。

あと、ネットモラルキャラバン隊ではなく、文部科学省さんということで伺いたいのですが、文部科学省さんといえば、今、GIGAスクール構想がとても重要だと思います。その関係で御質問させていただければと思うのですが、GIGAスクールに関し、地方自治体ごとに非常に対応がばらばらになってしまっているという現状を伺っています。例えば、町田の事件の後、端末の持ち帰りを認めていないような地方自治体も出てしまっているようで、地方自治体によってお子さんが受けられる教育環境が全く違うというのは、あまり望ましくないのではないかと考えているのですが、その辺りについて、文部科学省としてどのような対応をされているのか教えていただければと思っています。よろしくお願いします。

【文部科学省】 ありがとうございます。

まず、尾花先生からいただきましたお考えにつきましては、まさに御指摘のとおりだと考えております。より多くの方々により少ないコストで関わっていただくということは非常に大事だなというふうに考えておりますので、まず、今年度も予定させていただいておりますが、どこまでできるかということを考えながら、御意見をできるだけ取り入れて進めたいと考えております。ありがとうございます。

上沼先生からいただいた御意見でございますけれども、GIGAスクールの一番の要は、端末を1人1台持っていて、それを学校の学びだけではなくて、持ち帰っていただいて、御家庭での学習ですとか地域での学びにも使っていただくということが非常に大事で

あると考えております。ですので、御家庭でどういうふうにするか、先ほどもモラルですとかルールづくりといったような調査研究をお聞きさせていただきましたけれども、学校で配られたGIGA端末を学校の学習以外で、御家庭でどのように使っていくかといったことは、まさに御家庭で話し合っていた上で学習に使っていただくということは非常に大事だと考えております。

そういった部分で、文部科学省のほうも、今年の3月、GIGAスクールを担当している部局でございますが、初等中等教育局のほうから通知を各都道府県、あるいは附属学校を置く学校の学長さん、学校を設置されている長の皆さんに通知を出させていただいております。より効果的な使い方をお願いしたいということと、各御家庭でも話し合いをしながら使っていただきたいという旨をお願いさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**【上沼構成員】** ありがとうございます。積極的に使うということを文部科学省から進めていただくのは大変効果的だと思うのですが、恐らく各地方自治体は、家で使って何かあったらどうするんだみたいな突き上げがあると、「だったら問題が起きないようにやめてしまおうか」という方向に向かってしまう気もしますので、そのような場合の対策のようなものも一緒に広げてあげたらいいのかなと思ったので、その部分を意見として述べさせていただきます。ありがとうございます。

**【中村主査】** ありがとうございます。

学校の対応の地域格差といいますか、自治体格差というのは、日本の教育システムの中央と地方をめぐる根本的なテーマでもあって、文部科学省はとても苦勞していると思いますけれども、それを語り出すと非常に重い話であります。我々としても、今後、その辺りは大事になってくると思いますので、問題意識を持っておきたいと思います。どうもありがとうございます。

次は、総務省情報活用支援室です。お願いします。

〈総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室から、資料18—4「総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室資料」について説明〉

**【赤間情報活用支援室長】** 総務省情報活用支援室長の赤間でございます。私のほうからは2021年度のILAS調査の結果について御説明させていただきます。

資料の3ページ目をお願いいたします。総務省では、青少年がインターネットを安全に安

心して活用するためのリテラシー指標、いわゆる I L A S に基づきまして、調査を行ってございます。2012 年度より毎年、この調査を実施しておりまして、高等学校 1 年生を対象に、この I L A S のテストとインターネット等の利用状況に関するアンケートを併せて行いまして、青少年のリテラシーを定点観測しているところでございます。なお、この指標につきましては、2014 年度に 1 度改訂がなされておりまして、その後、現在まで同じ指標を用いているところでございます。

ここ数年は、おおむね 1 万人を超える規模で調査を行っておりまして、2021 年度は、文科省さんにも御協力をいただきまして、75 校において、これまでと同等の 1 万人を超える規模での調査を実施したところでございます。

調査の内容について、かいつまんで御説明をさせていただきます。6 ページをお願いいたします。まず、2021 年度の I L A S の結果でございます。全体の正答率につきましては、70.6%と過去 6 年間の平均を上回っております。また、過去 6 回で最も正答率の高かった 2020 年度に次いで高い正答率となっております。また、I L A S を構成しております 7 分類の分類別の正答率につきましては、不適正取引リスクが、7 つのリスク分類の中で正答率が 60.2%と最も低くなっておりまして、こちらについてはこれまでの傾向と同じ傾向になってございます。この 7 年間の変化で見ますと、1a. 違法情報リスク、それから、3b. セキュリティリスクの正答率が上昇傾向にあるということが分かってございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。高校生のインターネット利用実態ということで、高校生の 98.6%がインターネット接続機器として「スマートフォン」を保有している状況でございます。また、2020 年度と比較をいたしますと、「タブレット PC」、及び「ノート/デスクトップ PC」の保有率が大きく増加をしているというような状況でございます。また、保有するインターネット接続機器のうちで最もよく利用する機器といたしましては、92.9%がスマートフォンを挙げている状況でございます。

9 ページでございます。インターネットを自由に使い始めた時期ということでございますが、「中学 1 年生」が全体の 27.1%で最も多いという状況にございますけれども、中学入学前という回答が全体の 4 割以上を占めているというような状況でございます。

それから、インターネットを自由に使い始めた時期に使い方について誰に主に教えてもらったかということで、保護者というのが 46.1%と最も多い状況になっておりますけれども、誰にも教わらなかった、特に調べなかったという数字も 20%を超えるような状況になってございます。

それから、フィルタリングの利用状況につきまして、13 ページをお願いいたします。スマートフォンを利用している高校生のうち、8割近くが一定程度フィルタリングを認知しております。こちらについては、若干でございますけれども、2020 年度より増加をしているというような状況でございます。

また、15 ページでございますが、フィルタリングを認知している高校生の 77.8%が、フィルタリングについて「有害なサイトの閲覧の制限、それから安心してインターネットを使うことを可能にしてくれるもの」というような肯定的な評価をしているという一方で、10%近くが逆に否定的に捉えているというような結果が出ております。

16 ページでございますが、現在フィルタリングを利用していない理由につきまして、「特に必要性を感じない」が 38.3%、次いで、「閲覧したいサイトまたはアプリが使用できなかったから」、それから「使用したところ使い勝手が悪かった」というような順で高くなってございます。一方で、「特に理由はない」という回答も 29.4%を占めている状況であります。

17 ページをお願いいたします。一定程度フィルタリングを認知している高校生のうち、フィルタリングのカスタマイズ機能により一部の SNS を利用できるといったことを認知しているのは 47.3%という結果になってございます。その上で、カスタマイズ機能を認知している場合のフィルタリングの利用率というものを見ますと、49.6%というふうになってございまして、認知していない場合のフィルタリングの利用率と比較をすると高くなっているという状況でございます。

21 ページをお願いいたします。高校生のインターネットの利用実態と I L A S の結果をクロス集計してございます。スマートフォンの平日 1 日当たりの平均利用時間については、「2 時間～3 時間未満」という割合が最も多くなってございます。ほかの機器に比べても利用時間が長くなってございます。また、56.1%がスマートフォンを 3 時間以上利用しているというような状況でございます。また、この利用時間と正答率の関係でございますけれども、平均利用時間 1 時間未満が最も高く、利用時間が長いほど正答率が低下するというような傾向になってございます。

24 ページでございます。一定程度フィルタリングを認知している高校生のうち、フィルタリングを利用している高校生のほうがフィルタリングを利用していない高校生に比べて正答率が高くなっているという状況が見てとれます。また、先ほどお話にも出ておりましたけれども、家庭でのルールのある高校生のほうがルールのない高校生に比べて正答率が高いというような状況、そして、家庭でのルールの有無とフィルタリングの利用の有無の関係、

これは山口先生の御報告にもございましたが、家庭でのルールがあり、かつ、フィルタリングの利用がありという場合に 74.2%と最も高くなりまして、いずれもないという回答の場合には、71.1%と最も低くなっているという状況でございます。

25 ページをお願いいたします。学校でのインターネット利用上の危険について、「通常の授業の中で教えてもらった」、あるいは、「外部講師等による特別授業の中で教えてもらった」という場合の正答率が、「教えてもらっていない」という場合の正答率に比較をしますとかなり大きな差が出ているということで、学校教育の中での教育や啓発というものが大事になっているということが見てとれます。

続きまして、I L A S の改訂について御説明をさせていただきます。「OECD オンライン上の子供の保護に関する勧告」という表題が書いているページ以降を御覧ください。I L A S の改訂につきましては、昨年 11 月の本タスクフォースにおきまして、本資料に記載のあります改訂されたOECDの勧告文書等につきましては、齋藤先生からも御説明をいただきまして、併せて私ども総務省としても、I L A S の改訂作業に入るといった旨の御報告をさせていただいたところでありまして。したがって、改訂の経緯等に係る部分については、説明を割愛させていただきます。

資料につきましては、後ろから 2 枚目になります。「I L A S の改訂について」と表題のついたページを御覧ください。その 2 つ目の枠のところでございますが、改訂に向けた作業といたしましては、まず、2014 年度に見直しが行われましたリスクリテラシーの定義リストの見直しを行いまして、この定義リストを元に、指標、テスト問題の見直し、新規開発というものを行うこととしております。その上で、見直した指標、テスト問題をプレテストとして高校 1 年生に実際に受けていただきまして、現状の問題と改訂後の問題で難易度がかげ離れたものになっていないかといった妥当性、信頼性を分析した上で、最終的なテスト問題を定めていくという手続になってございます。

一番下のところが改訂の方向性ということでございますけれども、OECD のリスク類型が改訂をされまして、これによってコンダクトリスクといったものが追加をされる等の分類の見直しがあつてございます。ただ、我が国の I L A S におきましては、子供が他の子供にリスクをもたらす、いわゆるコンダクトリスクに関する観点というものは既に盛り込んでいるということがありますことと、新たな分類は、経年的なりテラシーの習得状況を測定するといったことを目的としておりますので、分類や問題数は現行のものを維持し、大幅な改訂は行わない方針で作業を現在進めてございます。もちろん、現行のテスト問題のうち、

用語として古いもの、表現のばらつきがあるようなものについては、適宜見直しを行ってまいります。

最後が I L A S の改訂スケジュールでございますけれども、改訂に向けて有識者委員会、ワーキンググループを開催して、改訂作業を進めております。先ほど御説明をした I L A S 指標、テスト問題の新規開発までを昨年度主に実施してきたところでございます。今後、プレテストを実施いたしまして、その結果を基に指標の妥当性を分析し、最終的な改訂版の I L A S の指標、テスト問題を確定させまして、I L A S の実査に新たな指標を用いることを考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。何か質問、コメントございますでしょうか。

【米田構成員】 お世話になります。関西学院千里国際中・高等部の米田です。

この I L A S ですけれども、アセスメントで、実は、最近すごく質問が多いのは、G I G A スクール構想が始まったところで、モラルよりもリテラシーにキーワードが移ってきていて、そういったことがそもそも計れるものはないのかというのが増えてきているというのが1点。それは小中学校ででもです。

それから、高校では、とにかく多いのが、次の2025年度から始まる「情報」科目の大学入学共通テストのいわゆるリテラシーとの関連性ということをとんでも言われるので、また、そういった辺りなんかをうまく盛り込んでいただけると私たちとしてもすごくありがたいし、私も問題作成に、今、関わらせてもらっていますけれども、コンダクトリスクといった部分を含めて調査も簡単にできますし、うまく広げていただければと思います。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。尾花さん、お願いします。

【尾花構成員】 ありがとうございます。I L A S に関しては、毎年同じようなコメントで恐縮なのですが、状況が著しく変化しているのに、経年変化をチェックするために設問の内容を大きく変えることなく調査が繰り返されているところに課題を感じます。米田先生のお話にもあったように、ちょうど学校教育に関する新たな方向性が示されたタイミングですし、使い方や感覚も調査が始まった頃とは全く異なります。設問中の古い用語のみを入れ替えるような部分的な改訂ではなく、指標や構成はそのままでも構わないので、中身を今の子供たちに合わせて大幅に刷新していただけないでしょうか。これまでと同じようなり



テラシーをたずねるとしても、現状に合わせた事例や用例を用いたり、聞き方を今風に変えたりするだけで、伝わり方や理解度が変わります。青少年保護・バイ・デザインの考え方をこういった調査にも取り入れ、子供たちの実態に即したものにしていきたいというのが私からのお願いです。

去年度は、こういった現状とのズレをカバーするために I L A S の補助教材を作らせていただきましたが、補助教材でフォローするのではなく、I L A S で出題される事柄について答えながら考え・学ぶというのが時間的な面も含め理想だと思います。ぜひとも前向きにご検討ください。

あともう1つ、これは“可能であれば”で結構ですけれども、皆さんもご存知のとおり、青少年の I C T リテラシーやモラルに関することは、知っているけれどもできていないことが多くあります。正解率が70%を超えていけば、71%でも72%でも73%でもほぼ変わらないぐらいのリテラシーがあるということになりますから、知っていることを守れている子と守れていない子がどう違うのかというところを分析することが重要だと考えます。解答欄の最後でもいいので、調査に参加した高校1年生が実際に守れているかどうか、「きちんと守っている」「守るよう心がけているが時々守れないこともある」「あまり守れていない」「守っていない」の様な「どちらとも言えない」がない選択肢用意し、チェックしてもらうことはできないでしょうか。正しい行動や考え方を知っているかどうかと共に、きちんと普段の利用に活かしているかどうかはとても重要なことです。設問の追加ということになってしまいますが、併せてご検討いただけませんか。せっかくの良い調査データ、これをうまく活かす方向でこの先も続けていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【中村主査】 どうもありがとうございます。御検討いただければと思います。続いて、事務局からの説明ということでございます。お願いします。

〈事務局から、資料18-5「事務局資料」について説明〉

【竹内消費者行政第一課課長補佐】 消費者行政第一課でございます。資料18-5を御覧ください。

こちらは総務省が昨年実施したものでございますけれども、アニメキャラクターの「秘密結社 鷹の爪」とコラボいたしまして、ネット上のデータ誹謗中傷対策に係るコンテンツを作成し、周知啓発を実施したところでございます。そちらの効果検証でございます。

3 ページ目を御覧ください。今回、T w i t t e r、Y o u T u b e を利用して広告すとか啓発を実施したところでございますけれども、こちらはT w i t t e r に係るものでございます。1 月 1 日から 3 月 10 日までで数字を取らせていただいたのですが、T w i t t e r、例えば、動画につきましては、820 万回程度表示していただき、再生回数が 370 万回程度で、約 40% 台になったところでございます。

この数字の評価でございますけれども、調査を実施していただいた会社にお伺いしたところ、この程度の時間の動画であれば、大体 10% から 20% 前後が多いとのことですので、一定の効果があったというふうに捉えております。そのほか、L P 遷移目的すとかクリック率は、こちらに書いてあるとおりです。

続きまして、Y o u T u b e の結果というところで、6 ページ目を御覧ください。こちらにつきましては、1 話、2 話、3 話、4 話というふうに分けて配信させていただきましたが、合計の表示回数は 635 万回というところでございます。一方、視聴回数は約 52 万回でして、8 % 台だったというところでございます。

こちらにつきましては、例えば、クリック率を御覧いただきますと、1 話は 400 万回と表示回数が多かったことがございますけれども、ほかの話とクリック率はほぼ同じだということございまして、効果的に遷移がされたのではないかと考えております。

続きまして、調査データの概要でございます。13 ページ目を御覧ください。今回、比較的男性の方に多く御覧いただけたというところございまして、調査の対象となった年齢につきましては、比較的バランスよくばらけているというところでございます。

14 ページ目を御覧ください。こちら、地域につきましては、ある程度、人口分布を反映しているような形になっておりまして、職種についても、比較的バランスよく対象とさせていただいたところでございます。やはり若年層を狙ったというところもございまして、学生の方々にも比較的よく御覧いただけました。

15 ページ目以降、具体的な効果測定でございます。今回、動画を見る前の行動がどうだったのかということと、動画を見てどういうふうに受け止めたかということ、動画を見た上で行動がどう変わったかといったようなところにつきまして、かいつまんで御説明いたします。

まず、15 ページ目、動画を見るまでの行動がどうだったかということですが、こちらにつきましては、特に対応を取っていなかった方が 3 割弱いらっしゃったというところでございます。

続きまして、16 ページ目でございますけれども、この動画を見てメッセージが何か理解できたかというところでございます。これについては、メッセージが理解できなかったという方も5%でいらっしゃったところでございますけれども、残りの方々につきましては、ここに書いてあるようなメッセージについては、何かしら御理解いただけたというところでございますので、一定の効果があつたというふうに思っております。

最後、27 ページ目を御覧ください。こちらは、動画を見た上で意識とか行動にどういった変化がありましたかという質問でございます。こちらについて申し上げますと、「SNS上の誹謗中傷のニュースや記事に注目するようになった」といったようなものもございすけれども、例えば、自分の行動を改めてみようというところ、投稿や再投稿の際も、内容を正しく見極めて慎重に行うようにしようと思ったという方が約77%程度いらっしゃるところでございます。また、具体的に自分が誹謗中傷された場合にも、削除やミュート、ブロックという対応をしようと思った方も、それぞれ6割から7割程度いらっしゃるところでございます。

あとは、自分の行動の改善というところで、自分が投稿する前に内容を改めて確認してから投稿しようというふうに思った方も7割5分程度いらっしゃるところでございます。今回の動画を通じまして、具体的な行動に対して一定の働きかけはすることができたのかなというふうに思っております。

こういったような結果を踏まえまして、今後、同様の動画等を作成することがございましたら、役立てていきたいなというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。

**【中村主査】** ありがとうございます。

本件はいかがでしょう。山口さん、お願いします。

**【山口構成員】** ありがとうございます。御説明いただきましてありがとうございました。今回の動画はかなり効果があつたということで、数字を見させていただいて、大変いいなというふうに感じた次第です。

その上で2点コメントさせていただきたいのですが、まず、1点、動画についての意識調査をされているというのは大変いいことだと思います。ただ、ネガティブな点があまり書かれておらず、例えば、「参考になる」「信頼できる」「親しみがある」などはあるのですが、ネガティブなところも聞かないと、改善という意味では次につながらないかなというふうに思いますので、ぜひ、次回以降こういうことをされる場合には、改善してほしい点や、あ

るいは何が駄目だったかみたいなのところも聞くといいのではというふうに思った次第です。

もう1点が、理解度を聞く質問があるかと思います。先ほどの話で言うと、マッチしていると思いますかという質問はあると思いますが、マッチしていないとか、ネガティブなことを聞いてないということです。もう1点が、理解度を聞いている質問で、例えば、「誹謗中傷を受けた際に内容の削除依頼をすることができる」とか、動画と関係のないものを入れておくと、いかげんに回答しているかどうかというのが分かり、大体、動画やコンテンツを見せた後に意識調査をすると、どうしてもチェックをつけたがるのが非常に多いことは分かっておりますので、トラップ的な選択肢があってもいいのかなというふうに思いました。

これは実際に私がほかで構成員をしております厚労省の年金広報検討会で啓発コンテンツとしての漫画に対する感想のアンケートをしたときに、そういうトラップをかなり入れていたということもありますので、ぜひそういったこともやるといいのかなというふうに思った次第です。

以上です。

【中村主査】 森さん、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。今、山口先生のお話にもありましたが、結構うまくはまったと言いますか、本当に効果があったのだなと改めて思います。特に最後の行動変容の部分ですね。特定可能性の40%とか、慎重に行動しようと思った40%、そんな行動変容があったら本当に素晴らしいなというふうに思いました。

他方で、理解度を聞くということですので、多分、山口先生のおっしゃるトラップクエスチョンのほうが、効果があるのかもしれませんが、もう少しシンプルに、新しく気づいたことは何だったかというような問をつくっていただくと、前から知っていたこととの区別ができる。例えば、測定効果、19ページですと、「誹謗中傷と批判意見は違う」の回答が67.7%とあります。もしかしたらこれは以前から視聴者が知っていたことかもしれないですね。ですので、新しく知ったことは何かという聞き方も併せてしていただくと、動画をアップデートするとき、これまで視聴者が知らなかったところに重点を置き、そもそも知っていたことは省略できるだろうと思いました。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。議題3です。お願いします。

③青少年のネット利用対策の再検討（2021年OECD勧告を参照して）

〈上沼構成員から、資料18—6「上沼構成員資料」について説明〉

【上沼構成員】 以前、2021年のOECD勧告について御説明いただいたので、そのリスク分類に基づいて、日本の青少年のネット利用対策について考えてみようというふうに思いました。

まず、2ページ目です。これは2012年のリスク分析です。

次に4ページ目です。2012年のときに、日本の対策がどうなっているかという図です。水色が事前対策として何らかの対策が取られているもので、紫色が、事後対策として取られているものと考えていたところでした。コンテンツリスクとかコンダクトリスクというのはフィルタリングで対策されていて、オーバースペンディングは未成年取消しとして事後的に対策されているというような状況だったと理解しております。

次に5ページ目です。事前・事後対策どちらになっているか、青少年特有の対策になっているか、成人でも対応が必要かという形で分類して考えた図です。青少年特有の対策としてコンテンツリスク、コンダクトリスク、児童に不適切・年齢制限のある商品がこのカテゴリーに入ります。成人、青少年に対しての共通の対策がある場合も別途記載しております。

今回の2021年のOECD勧告に、先立って「法的枠組みとポリシーの状況に関する調査」という報告書があり、その中に各国の法的枠組みやポリシーなどの一覧が出ているのですが、日本においては内閣府の第3次青少年インターネット環境整備基本計画が言及されています。日本の状況については、Technical measuresとしてFiltering toolsが出ていて、この中でインターネット環境整備法に言及されています。また、Measuring、つまり測定方法として、ILASへの言及があるという形にはなっています。この対策がOECDのリスク分類とどのように関係しているのかというのを改めて考えようということで、8ページではこのリスク分類を示し、2008年のリスク分類と同じようなことを再度検討してみたのがこちらの図です。

紫色が事後対策、水色が事前対策で、この色の濃さは、有効性、効果度を私が自分の考えとして示したものです。今回のOECDの勧告で、改めて追加された横断的なリスクについて、プライバシーリスク、先端技術のリスク、健康や幸福のリスクに関し日本で今検討されているものは、未成年プロパーや青少年プロパーというものではなく、個人情報保護法の中で個人情報の適正な利用のような形で行われているものしかないと思ったので、事前対策の中で色が少し薄くなっています。

コンテンツリスクについては、もともと憎悪や有害コンテンツ、違法コンテンツのようなものについて、フィルタリングがかなり有効に事前対策として機能しています。あと、偽情報というのが今回ありますが、偽情報は一方的に提示されるというよりも、SNSの中で流れてきてしまうものです。フィルタリングは、個別のコンテンツに有効になるわけではないので、やや機能しにくいということで、色は少し薄くなっています。

先ほど総務省のILASに関する説明にもありましたけれども、新しく分類されたこのコンダクトリスク、子供が他の子供に生じさせるリスクの部分ですが、ここに関する対策が、今のところ、フィルタリングしかない形になってしまっています。そうすると、現状ですと、結局、特定のサイトを利用させるかさせないかというような判断だけになってしまうため、子どもたちにネットを利用させながら効果的な対策を取ることがなかなか難しいというようなことで、少し薄めになっております。

あと、コンタクトリスクは、前回のリスク分類のときと同様に子供が被害者になってしまうリスクですけれども、なぜ被害者になってしまうかという点、子供が自ら情報発信をしてしまうからであり、自分の個人情報等を発信したり、いわゆる「加害者」と連絡をとったりしてしまうような状況で生じるリスクです。ですので、現在はコンタクトリスクと同じような対策が今取られています、その有効性については、コンダクトリスクの場合と同様フィルタリングを使う場合でもオン・オフしかありませんという状況になっていると考えます。

消費者関連リスクは、不適切な商品等の販売サイトであればフィルタリングで対応できます。未成年取消しをうまく使えば、事後的にはなりますが、対応ができます。セキュリティリスクも、フィルタリングあるいはセキュリティソフトなどでも対応ができるようになってきているということです。

これらを事前や事後対策というように分類し、さらに青少年に特化した対応が必要かどうかを分類したのがこの10ページ目の図です。ヘイトスピーチやフェイクニュースのコンテンツは成人にも問題を生じさせる媒体ですが、青少年に対しても更なる配慮が必要だとなっておりなかなか対策が難しくなっているところです。

それらを考えて今後の対応をどうするのが11ページ目に示してみました。薄い色は有効性に疑問があるという部分で、可能であれば、まず事前に対応をすることが青少年の場合は特に望ましいと思います。オン・オフ機能や、特定のサイトを利用させるか全く利用させないかというフィルタリングではなくて、コンテンツごとに何らかの対応が必要なのではないかと考えています。

コンタクトリスクにしても、コンダクトリスクについても、青少年が自らの情報発信に関連して生じてしまうものなので、事前対応としては、一部のSNSなどでも行っていますけれども、警告システムというのをもう少し広く使うことが対策として考えられるのではないかと思います。

あと、対策を事前対応だけによせてしまうと、どうしてもコンサバになってしまい、なるべく使わせないという方向になりがちです。しかしながら、青少年は可塑性が高いので、一旦失敗しても、失敗したことが分かれば、修正できるのが特性ですので、事後的な対応で手当てできる部分もあると思います。

事後的な対応が今のところ未成年取消しといったような対策しかありません。しかし、私どもが第二東京弁護士会でSNSに関する相談などを子供たちから受けて思うのは、一旦自分が違法なコンテンツを投稿してしまったのではないかと思ったときに、非常に心配でならないというような状態になってしまうんです。その際に名前が流出してしまうことを非常に気にしています。そうすると、青少年がコンダクトリスクを生じさせてしまったときに、事後的な対応である程度削除できる、特定の青少年が問題ある行動をしてしまったという履歴をなかなか見つからないようにできるというようなことができるのであれば、それは青少年にとってある程度失敗が許される社会になるのではないかと思います。そのような事後的な対応について、例えば、検索エンジンに名前を入れたときに、青少年に対しては削除がより容易になるなど、そのようなことができればいいのではないかと思います。

青少年に関しては、マスメディアにおいて、本当は実名が推知できるような報道はしてはいけないということにはなっているのですが、なかなか徹底されておらず、SNSで名前が流出するというようなこともありますので、そういう意味でも、青少年がネットで失敗したことについて、後から削除の対応が容易だというようなことが今後考えられたらいいのではないかと思います。

以上が、今行われている対策等について、リスク分類との関係で考えてみたという発表です。

以上です。

**【中村主査】** どうもありがとうございます。問題提起と政策提案をいただきました。

質問、コメント等ありますでしょうか。森さん、お願いいたします。

**【森構成員】** ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

非常に賛成です。つまり、これまでは情報の問題に着目して、例えば、検索であれば、削

除する利益が優越することが明らかという最高裁の判決もあるわけですが、こちらから、法的な問題とは別に、未成年の場合に、任意で対応してくれというふうに検索エンジン側に相談をする、あるいは、SNSについても、発信者が未成年だから消してくれというふうをお願いしていくということは、我々が目的意識を持って、行政が要請する形として推進していくということなのかもしれませんが、非常にいい考え方だと思います。

以上です。

【中村主査】 尾花さん、お願いいたします。

【尾花構成員】 ありがとうございます。今、整理していただいて、とても分かりやすかったです。

1つ、これは上沼さんにではなく省庁の皆さんにお願いです。一例ですが、4月末頃から6月頭頃まで、内閣官房から発表された『モバイル・エコシステムに関する競争評価の中間報告』に関するパブリックコメントが募集されていました。経済的な観点から検討された内容で、その中には、OS事業者が非公開にすることで自社優遇を図っている状況を何とかしてほしいというニュアンスの企業や開発者側からの要望が散見されました。上沼さんが整理してくださったような消費者関連リスク、例えば、プライバシーリスクやセキュリティリスクの観点から考えると、何でもかんでもオープンにしてしまうのがよいとは限りません。公開・非公開の利害と安全性とは別問題です。

特に青少年の場合は、OECDの指標にもきちんと示されていたように、リスク管理はしっかり対応すべきという方向性が定められています。各省庁で横の連携をとり、経済的な問題や自由競争に関する課題が生じた際には、企業や開発者側からだけではなく、その逆側＝利用者側から見てセキュリティーやプライバシーといった消費者関連リスクがどれだけあるかを確認していただけないでしょうか。特に今、GIGA端末が配られている状態でOSの細部を公開して自由に開発できるようにしてしまったらどうなるか、といったことも踏まえて再検討していただけるような動きがあればうれしく思います。

以上でございます。

【中村主査】 ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。

上沼さんの提案については、今日ここで決定できることではありませんけれども、対SNS、検索エンジン等の対策としての検討課題としてテイクノートいたしましょう。ありがとうございました。

では、議題4に移ります。フィルタリング申込み率・有効化措置率四半期報告です。電気



通信事業者協会とテレコムサービス協会から説明をいただくということでございまして、最初に、TCAの吉岡さんから御説明お願いできますか。

④ フィルタリング申込率・有効化措置率の四半期報告について

〈(一社)電気通信事業者協会から、資料18-7「(一社)電気通信事業者協会ヒアリング資料」について説明〉

【電気通信事業者協会】 TCAです。フィルタリング関連の数値について報告いたします。

18-7を御覧ください。1ページ目が、MNO4社合計のフィルタリングサービスの加入率と事業者設定率の推移になっています。加入率はここ2年ほど、7割から8割ほどの間で推移しています。事業者設定率は、前回報告のときに少し落ちていたのですが、また元に戻りまして、これも7割から8割ぐらいの間に推移しているということになっています。

2ページ目は、各社個別の数字になっていますので、御覧ください。

私から以上です。

【中村主査】 続いて、テレサ協MVNO委員会、井原さんから。

〈(一社)テレコムサービス協会(MVNO委員会)から、資料資料18-8-1「(一社)テレコムサービス協会(MVNO委員会)資料」、資料18-8-2「(一社)テレコムサービス協会(MVNO委員会)資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 よろしくお願ひいたします。テレコムサービス協会MVNO委員会、井原でございます。

それでは、資料18-8-1にてMVNOの数値報告、資料18-8-2にて独自ガイドラインへの対応状況について説明いたします。

まず、資料18-8-1の2ページを御覧ください。前回と同様に事業者名を記載させていただいております。今回、合算値、並びに各社の数値に関して、過去の数値を比較すると若干変動しておりますので、少し説明させていただきます。

まず、合算値でございます。前回と比較しまして、申込み率・有効化措置率が減少し、青少年利用率は増加しております。MVNOは事業者ごとに規模が大きく異なりますので、合算値は契約者数が多い事業者の影響を受けます。合算値は各社からの実数が必要であるため、総務省にて集計をいただいております、個社の数値に関しては、MVNO委員会では把握で

きておりませんので、あくまでも仮説となりますけれども、申込み率及び有効化措置率の低下に関し、MVNO市場全体が低下したというわけではなく、一部の上位事業者の影響を受けているものだと思います。

続いて、個社の結果でございます。個社に関しましても数字の変動があります。変動の多い事業者についてヒアリングさせていただきました。代表的なものを案内させていただきます。まず、申込み率が減少している事業者に関して、特に大きく減少しているイオンリテールの説明でございます。2月から3月に18歳以下の利用者向けの契約獲得施策を実施した影響で、契約特典狙い、かつ、短期解約目的での青少年利用の契約が急増したということで、結果的に申込み率が減少しております。なお、申込み率は減少しておりますが、当社は以前よりフィルタリング利用促進の強化を図っているということで、この期間のフィルタリングの実際の申込み数自体は過去最多となっており、しっかりと継続利用される方の申込み率は、前回同様、もしくは、それ以上ではないかとのことでございます。

続きまして、有効化措置率の低下している事業者に関してですが、この3か月間の青少年利用の申込み数が増加しているということなのですが、オンライン契約であるため、申込みから有効化措置までのタイムラグが発生しておりまして、相対的に効果措置率が低下したということでございます。また、青少年利用の増加している理由に関しましては、新入学等の準備等の季節的な影響が大きいと思われる。

続きまして、資料 18-8-2にて、独自ガイドラインの対応状況を説明します。2ページを御覧ください。前回同様、2021年8月に改訂したMVNO独自ガイドラインに対する各社の履行状況のヒアリングを行いました。前回より各項目において対応が進んでいるという状況です。なお、括弧内は前回の社数となっております。

3ページを御覧ください。前回発表の際に御指摘をいただきましたので、「未定」並びに「予定なし」の事業者に対して、理由をヒアリングさせていただきました。ヒアリングの内容の説明に関しては割愛させていただきます。

MVNO委員会としては、今後も引き続き、各社への対応状況について定期的に確認を行いまして、フィルタリングの利用促進を図るため、ガイドラインへの遵守を依頼してまいります。

以上でございます。

【中村主査】 御対応ありがとうございます。

この2件の発表に関して、御意見、質問等ございますでしょうか。尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。

今回、青少年の利用率が上がったのに有効化率の数値が下がっているという状況で、MV NOさんは多分、公表することをすごく躊躇されたと思いますが、数値を出していただいて大変ありがたく思っております。単に数値が下がったという一時的・断片的な見方ではなく、今、いろいろ試行錯誤をしている最中なのだとということがよく分かる御説明でした。引き続き、数値で一喜一憂せず、状況を共有していただければと思います。どうもありがとうございました。

【中村主査】 ありがとうございます。山口さん、お願いします。

【山口構成員】 御説明ありがとうございました。

私からは1点で、このTCAの御説明にありました数字なのですが、ソフトバンクが特に急に伸びていられるかなというふうに思います。2022年1月から3月の2か月で12%ぐらいい増加している。数字を見ると、恐らく事業者設定率の変化というものが大きな要因なのではないかと予測するんですけども、こちらの数値をどのように実現したかお聞きしたいです。事業者設定率に限りませんが、こちらの増加をどのように実現したかが分かれば横展開が可能なかというふうに思いまして、もし御存じでしたら、なぜこんな急増したのかということをお説明いただけますと幸いです。

【中村主査】 吉岡さん、どうでしょう。

【電気通信事業者協会】 前回は御質問いただきましたが、特別に何かこの施策が効果があったということではなくて、従前からやっております店舗、代理店さんへの細かな説明などで意識が高まって、徐々に上がってきているということだと考えています。

【山口構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございます。では、引き続き、本件もよろしくお願いいたします。

では、議題は最後です。今後の検討体制について。事務局から説明をお願いします。

#### ⑤今後の検討体制について

〈事務局から、資料18-9「事務局資料」について説明〉

【片桐消費者行政第一課長】 事務局、消費者行政第一課長の片桐でございます。資料18-9に基づきまして説明させていただきます。

まず、1ページおめくりください。「ICT活用のためのリテラシー向上推進会議」につ

いて【案】というところがございます。GIGAスクール構想による一人一台端末の実現や、高齢層まで含めたスマホの普及が進展する中で、総務省は、デジタル活用支援推進事業等によりまして、高齢層を中心としたスマホ教室等の取組、こういったものを推進しているところがございますが、これはデジタル時代における入り口的施策でございます。今後、単にデジタル機器を適切に扱うといった能力を超えまして、欧米で普及しているデジタル・シティズンシップ、具体的には、自分たちの意思で自律的にデジタル社会と関わっていく考え方、こういった考え方も踏まえまして、全世代がICTを当たり前を活用して積極的に社会参加していくための体系的なスキルや考え方、こういったものを身につけることが必要だと考えてございます。

こういった背景を踏まえまして、本年夏を目途に、総務省としましては、全世代のリテラシー向上を推進するためのロードマップの策定ですとか、全世代のICTリテラシーの総合的な推進方策、こういったものについて議論する推進会議というのを設置しようというふうに考えているところがございます。

次のページを御覧ください。その中で、青少年分野の施策に関してでございます。青少年につきましては、これまでもこのタスクフォースで御指摘いただいておりますように、ICTが付加的なものから必須のものになりつつあるといった背景がございます。これを踏まえて、他の世代との関連の中で、正のリテラシーといったものについても強化する必要があるということから、これまでの本タスクフォースで検討をいただいております青少年の安心・安全なICT利用環境の整備と、今申し上げました正のリテラシーを統合して検討できる検討体制としたいと考えているところがございます。

具体的には、下の図でございますけれども、現行、ICTサービス安心・安全研究会の下のタスクフォースとして設置されておまして、主な検討事項としては、理解力の向上ですとか普及啓発、また、使いやすいフィルタリングの実現、こういったことを検討しているものがございますが、今後は、先ほど申しました新しいICT活用のためのリテラシー向上推進会議の下に、新たなワーキンググループとして、青少年がICTを活用することを前提とした安心・安全な利用環境の整備とともに、青少年が学校等でICTを通じた学びとか創造や交流を行う方策といった正のリテラシーについても検討をする場として、本タスクフォースを改組して、また、体制も拡充したいというふうに考えているところがございます。

最後のページは、想定される具体的な検討事項でございますが、細かいので説明は割愛させていただきます。

私からは以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。

本件について、質問、コメントなどありますでしょうか。尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。前回のタスクフォースで、教育についての議論もぜひとお願いしておりましたので、この内容には私もすごく共感するところです。

総務省、文科省をはじめ省庁の事業として、e ネットキャラバンが実施されていますが、内容もですが、講師の方々についてそろそろ再検討すべき段階に来ていると考えております。と言いますのは、何でも対応できるスキルを持った講師の方もいらっしゃるのですが、手元にある資料を台本のように読むだけ、集合研修や座学だったらできるけれども、質問を受けたり、議論を伴うワークショップを行ったりすることはできないという講師の方が多いためです。デジタル・シティズンシップを推奨していくにあたり、アクティブラーニング的にご要望に応じて柔軟に対応できる講師の方と、座学で資料を説明するような講義のみ対応できる方を分け、それぞれの役割を考える必要があると思うのです。

地域の公共施設などを利用した座学、例えばシニアの方たちに教えるような講座については後者の講師の方にお任せし、学校現場などでディスカッションをしながら自分たちで考えるように導く講師をやりたいという方には、OJTを含む研修カリキュラムを修了していただき、デジタル・シティズンシップの担い手となっていただくようなすみわけです。

eキャラには多くの講師の方が登録してくださっていますが、ボランティアという性質もあり、講師活動のための情報収集やスキルアップには消極的で、提供されたものをそのまま伝えるだけがいい、だから講演シナリオが欲しい、とおっしゃる方も少なくない伺っています。大人数の講師が全国にまんべんなくいて、データベース化されているという理想的な体制が出来上がっているのですから、講師の希望やスキルレベルを確認して整理しながら、デジタル・シティズンシップの担い手も育てていくというようなことが検討できたら理想的、大いに期待したいところです。

以上です。

【中村主査】 石田さん、お願いします。

【石田構成員】 ありがとうございます。消費生活センター等の立場で発言しますと、この全世代に向けたICTのリテラシーを上げていくということは非常に大切なことだと思っています。世代に関わらず、リテラシーがないがために様々なトラブルに遭っているというものもあります。また、最初のほうに、小さなお子様を持つ保護者の方もよく分からない

というようなことも多くあるように思いましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。  
ありがとうございます。

### (3) 閉会

【中村主査】 s どうもありがとうございました。

今お話がありましたように、全世代、つまり、全国民のICT利用リテラシーを強化するという策、レベルアップされるということで、総務省としても恐らく局をまたがったの対応になると思います。大歓迎でございます。また、それにとどまらずに、関係省庁との連携を強化していただいて、政府全体の中での大きな政策にしていいただければなと思います。

このタスクフォースも、発展的にやり方を見直すという方向で調整を進めていくことができると考えているところです。構成員の皆様におかれましては、非常に精力的に御議論、御検討をいただきまして、どうもありがとうございます。

では、最後に、次回のスケジュールについて、事務局から連絡をお願いします。

【竹内消費者行政第一課課長補佐】 次回の日程、場所等につきまして、調整の上で、別途事務局から御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

【中村主査】 では、第18回の会合を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上